

# 総務課医薬品副作用被害対策室

## (1) 医薬品副作用被害救済制度の給付一覧

平成18年4月1日現在

給付の種類	給付の内容	給付額
医療費	副作用による疾病の治療 <sup>(注1)</sup> に要した費用を実費補償するもの。	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分
医療手当	副作用による疾病の治療 <sup>(注1)</sup> に伴う医療費以外の費用の負担に着目して給付されるもの。	通院の場合 一月のうち3日以上 35,800円 一月のうち3日未満 33,800円 入院の場合 一月のうち8日以上 35,800円 一月のうち8日未満 33,800円 入院と通院がある場合 35,800円
障害年金	副作用により一定程度の障害の状態 <sup>(注2)</sup> にある18歳以上の人の生活保障等を目的として給付されるもの。	1級の場合 年額2,720,400円 (月額226,700円) 2級の場合 年額2,175,600円 (月額181,300円)
障害児養育年金	副作用により一定程度の障害の状態 <sup>(注2)</sup> にある18歳未満の人を養育する人に対して給付されるもの。	1級の場合 年額 850,800円 (月額 70,900円) 2級の場合 年額 680,400円 (月額 56,700円)
遺族年金	生計維持者が副作用により死亡した場合に、その遺族の生活の立て直し等を目的として給付されるもの。	年額2,378,400円 (月額198,200円)を10年間 但し、死亡した本人が障害年金を受けていた場合、その期間が7年に満たないときは10年からその期間を控除した期間、7年以上のときは3年間。
遺族一時金	生計維持者以外の者が副作用により死亡した場合に、その遺族に対する見舞いを目的として給付される。	7,135,200円 但し、遺族年金が支給されていた場合には、当該支給額を控除した額
葬祭料	副作用により死亡した者の葬祭に伴う出費に着目して給付されるもの。	199,000円

(注1) 医療費・医療手当の給付の対象となるのは、副作用による疾病が「入院治療を必要とする程度」の場合。

(注2) 障害年金・障害児養育年金の給付の対象となるのは、副作用による障害の状態の程度が国民年金の1級又は2級に相当する場合。

## (2) 生物由来製品感染等被害救済制度の給付一覧

平成18年4月1日現在

給付の種類	給付の内容	給付額
医療費	感染等による疾病の治療 <sup>(注1)</sup> に要した費用を実費補償するもの。	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分
医療手当	感染等による疾病の治療 <sup>(注1)</sup> に伴う医療費以外の費用の負担に着目して給付されるもの。	通院の場合 一月のうち3日以上 35,800円 一月のうち3日未満 33,800円 入院の場合 一月のうち8日以上 35,800円 一月のうち8日未満 33,800円 入院と通院がある場合 35,800円
障害年金	感染等により一定程度の障害の状態 <sup>(注2)</sup> にある <u>18歳以上</u> の人の生活保障等を目的として給付されるもの。	1級の場合 年額2,720,400円 (月額226,700円) 2級の場合 年額2,175,600円 (月額181,300円)
障害児養育年金	感染等により一定程度の障害の状態 <sup>(注2)</sup> にある <u>18歳未満</u> の人を養育する人に対して給付されるもの。	1級の場合 年額 850,800円 (月額 70,900円) 2級の場合 年額 680,400円 (月額 56,700円)
遺族年金	生計維持者が感染等により死亡した場合に、その遺族の生活の立て直し等を目的として給付されるもの。	年額2,378,400円 (月額198,200円)を10年間 但し、死亡した本人が障害年金を受けていた場合、その期間が7年に満たないときは10年からその期間を控除した期間、7年以上のときは3年間。
遺族一時金	生計維持者以外の者が感染等により死亡した場合に、その遺族に対する見舞いを目的として給付される。	7,135,200円 但し、遺族年金が支給されていた場合には、当該支給額を控除した額
葬祭料	感染等により死亡した者の葬祭に伴う出費に着目して給付されるもの。	199,000円

(注1) 医療費・医療手当の給付の対象となるのは、感染等による疾病が「入院治療を必要とする程度」の場合。

(注2) 障害年金・障害児養育年金の給付の対象となるのは、感染等による障害の状態の程度が国民年金の1級又は2級に相当する場合。

## (3) 救済給付・請求状況

## ① 救済給付の年度別請求・支給件数

(昭和55年5月1日～平成18年3月末日までの累計)

年 度	副作用救済給付		感染救済給付	
	請 求 件 数	支 給 件 数	請 求 件 数	支 給 件 数
S55～H10	3,425 (2,806)	2,676 (2,232)	—	—
11	389 (318)	289 (238)	—	—
12	480 (414)	343 (293)	—	—
13	483 (411)	352 (294)	—	—
14	629 (531)	352 (288)	—	—
15	793 (702)	465 (407)	—	—
16	769 (675)	513 (460)	5 (4)	2 (1)
17	760 (643)	836 (745)	5 (4)	3 (3)
計	7,728 (6,500)	5,826 (4,957)	10 (8)	5 (4)

(注) 件数は、請求者ベース（最初の請求時以降に再び同一の原因による請求があった場合も1件として計上）であり、（ ）内は、実人員である。

② 救済給付の種類別請求・支給件数

(昭和55年5月1日～平成18年3月末日までの累計)

	副作用救済給付		感染救済給付	
	請求件数	支給件数	請求件数	支給件数
医療費	5,509	4,311	10	5
医療手当	6,448	5,063	10	5
障害年金	852	366	0	0
障害児養育年金	87	57	0	0
遺族年金	488	367	0	0
遺族一時金	633	431	1	0
葬祭料	1,107	786	1	0
計	15,124	11,381	22	10

(注) ②表における計は、1件の請求で複数種類の給付請求がされる場合があり、その総数を計上したものである。従って、①及び③表の請求件数と一致しない。

③ 都道府県別副作用救済給付請求・支給件数

(昭和55年5月1日～平成18年3月末日までの累計)

都道府県	請求件数	支給件数	都道府県	請求件数	支給件数
北海道	399( 331)	314( 266)	京都	275( 215)	225( 176)
青森	30( 26)	24( 21)	大阪	645( 579)	493( 453)
岩手	41( 35)	27( 23)	兵庫	375( 325)	258( 228)
宮城	93( 90)	66( 65)	奈良	105( 96)	86( 79)
秋田	53( 47)	45( 41)	和歌山	59( 56)	48( 47)
山形	66( 56)	46( 40)	鳥取	24( 20)	17( 14)
福島	117( 100)	97( 84)	島根	42( 32)	35( 26)
茨城	149( 120)	117( 96)	岡山	108( 95)	82( 72)
栃木	85( 76)	64( 60)	広島	255( 190)	182( 130)
群馬	93( 73)	73( 57)	山口	108( 89)	87( 71)
埼玉	370( 302)	290( 230)	徳島	22( 20)	14( 13)
千葉	394( 315)	295( 243)	香川	75( 58)	59( 45)
東京	870( 721)	648( 534)	愛媛	73( 64)	52( 46)
神奈川	548( 475)	428( 379)	高知	50( 42)	35( 33)
新潟	119( 103)	94( 80)	福岡	248( 207)	176( 149)
富山	59( 48)	40( 34)	佐賀	32( 28)	23( 21)
石川	58( 40)	39( 25)	長崎	90( 64)	66( 49)
福井	50( 43)	37( 35)	熊本	97( 82)	73( 63)
山梨	50( 43)	44( 37)	大分	70( 56)	47( 37)
長野	110( 100)	82( 77)	宮崎	59( 46)	43( 35)
岐阜	146( 131)	111( 102)	鹿児島	113( 96)	74( 64)
静岡	272( 233)	198( 169)	沖縄	78( 63)	65( 55)
愛知	381( 323)	284( 245)	その他	3( 3)	2( 2)
三重	98( 78)	71( 59)			
滋賀	71( 65)	50( 47)	総数	7,728(6,500)	5,826(4,957)

(注) 件数は、請求者ベース（最初の請求時以降に再び同一の原因による請求があった場合も1件として計上）であり、（ ）内は、実人員である。

## 2. HIV訴訟の和解等

### (1) HIV訴訟の和解内容

- ① 一時金 1人 4,500万円 (製薬会社6割、国4割負担)
- ② 発症者健康管理手当 月額 15万円 (製薬会社6割、国4割負担)

### (2) 健康管理費用について

血液製剤によるHIV感染者であってエイズ発症前の者に対し、「健康管理費用」を支給し、健康状況を報告していただき、HIV感染者の発症予防に役立てる事業

CD<sub>4</sub>の値が200を越える者 月額 35,800円 (平成18年度単価)

CD<sub>4</sub>の値が200以下の者 月額 51,800円 ( " )

(CD<sub>4</sub>:免疫機能の状態を示すT4リンパ球の1μℓ当たりの数)

#### \* 健康管理費用の支給に関する照会先

〔 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部 受託事業課  
住所 東京都千代田区霞が関3-3-2 TEL(03)3506-9414 〕

### (3) 遺族等に対する相談事業等について

血液製剤によるHIV患者の御遺族等が、東京、大阪を中心として、同じ境遇にある別の遺族等に対し電話相談や面談、訪問相談、全国各地での遺族相談会等を実施するものである。

(主な相談内容)

- ・ 遺族等に対する医療情報の提供、各種福祉制度の紹介
- ・ 遺族等に対する精神的なサポート、相談会の開催

#### \* 照会先

〔 東京：(社)はばたき福祉事業団  
〒162-0814 東京都新宿区新小川町9-20  
新小川町ビル5階 TEL(03)5228-1200  
大阪：考える会  
〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満6-2-14  
マッセ梅田ビル2号館805号室  
日本医療情報センター内 TEL(06)6364-8998 〕

### 3. クロイツフェルト・ヤコブ病訴訟の和解等

#### (1) クロイツフェルト・ヤコブ病訴訟の和解内容

① 和解金（定額部分3,650万円に年齢、療養期間、弁護士費用に応じた加算を行ったもの）のうち、

##### ア 企業

- ・昭和62年6月以前に手術を受けた患者については、全額
- ・昭和62年6月以後に手術を受けた患者については、2/3の金額を支払う。

##### イ 国

- ・昭和62年6月以後に手術を受けた患者について1/3の金額を支払う。

② 国は、①の他、患者に一律350万円を支払う。

この他、ヒト乾燥硬膜「ライオデュラ」の移植の有無にかかわらず、患者・家族の負担を軽減する観点から、

- ・ 医療費の自己負担を全額公費負担
- ・ 訪問介護員の派遣

等の支援を行っているところであり、引き続き、現行の医療、介護、福祉の枠組みの中で最善の対応を図ることとしている。

#### (2) 「ヤコブ病サポートネットワーク（略称；ヤコブネット）」について

ヤコブネットは、クロイツフェルト・ヤコブ病患者の遺族等が行う電話相談を中心とした事業を行うものである。

（主な相談内容）

- ・ ヤコブ病患者・家族に対する医療情報の提供、各種福祉制度の紹介
- ・ 遺族に対する精神的なサポート
- ・ 過去に脳外科手術を受け、ヒト乾燥硬膜移植の可能性があるために、将来のヤコブ病発症の不安に悩む者に対する相談 等

\* ヤコブネットの照会先

〒508-0041 岐阜県中津川市本町4-2-28	TEL(0573)62-4970
(支部の連絡先)	東日本 TEL(03)5391-2100
	中部 TEL(0573)62-4970
	西日本 TEL(0748)72-1478